平成２９年（フ）第２８３２号
横浜市保土ケ谷区上菅田町167番地　カトウハイツ203号　高橋方
債務者　依田　玲子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８３４号
横浜市保土ケ谷区岩崎町12番４―301号
債務者　佐藤千恵子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８１号
静岡県磐田市今之浦５丁目６番地４リバティータウンＢ―１、前住所静岡県磐田市見付2917番地
債務者　神谷　智美
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４８９号
静岡県浜松市中区富塚町1928番地の８　佐鳴湖パークタウン12―201
債務者　木村　　直
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５０８号
静岡県湖西市南台３丁目６番35号　ベターフォーチュンⅡ―201、前住所愛知県田原市片西１丁目50番地　レオパレス渚206号室
債務者　和田　勝男
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第９４５７号
東京都豊島区上池袋４丁目16―19　末広荘
債務者　斉藤　佳子（旧姓坂元）
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５０１号
埼玉県新座市畑中２丁目４―９―206
債務者　杉澤　　優
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６９７号
神奈川県綾瀬市小園1539番地　神守ハイツＢ201
債務者　田中　景悟
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２号
島根県隠岐郡隠岐の島町小路867番地
債務者　竹本　惠子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月15日午後４時30分
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２９年（フ）第９４８２号
東京都練馬区桜台１丁目36―９　パロ桜台Ａ205
債務者　村山　智美
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７７２号
横浜市中区蓬莱町３丁目107番地１　モナーク関内大通り公園前802号室
債務者　難波　悦子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０５９号
東京都町田市小山町1781番地５クレールソフィア103
債務者　吉田　直木
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４１８号
岡山市北区清輝本町１番２号センチュリー東中央701号、旧住所兵庫県加古川市平岡町一色87番地の１ハッピーシーン102号
債務者　熱田　美加（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３７号
岡山市北区幸町２番26号　竹谷ビル201、旧住所岡山市中区古京町１丁目３番７号
債務者　久保　充史
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部